

令和 7 年 2 月 28 日

令和 7 年第 1 回神奈川県議会定例会

総務政策常任委員会資料

(令和 7 年 2 月 26 日付託分)

総 務 局 ・ 会 計 局

目 次

議案（令和6年度条例その他）	ページ
収入証紙に関する条例を廃止する条例の概要【総務局・会計局関係】……………	1

収入証紙に関する条例を廃止する条例の概要【総務局・会計局関係】

1 廃止の理由

収入証紙制度の廃止に伴い、当該条例を廃止するものである。

2 施行期日及び経過措置

(1) 施行期日

令和7年10月1日

(2) 経過措置

ア この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に廃止前の収入証紙に関する条例第5条第1項の規定により販売された証紙（消印されたもの又は著しく汚染し、若しくは損傷したものを除く。以下同じ。）は、令和8年3月31日までの間に限り、なお従前の例により証紙による収入の方法により徴収する使用料及び手数料の納付のために使用することができる。

イ 証紙を保有する者（廃止前の収入証紙に関する条例第5条第1項に規定する販売者（以下「販売者」という。）を除く。）は、令和12年9月30日までに申請したときに限り、その保有する証紙を県に返還して現金の還付を受けることができる。

ウ 販売者は、施行日前に買い受けた証紙を施行日以後遅滞なく、県に返還しなければならない。この場合において、令和12年9月30日までに申請したときに限り、現金の還付を受けることができる。

エ 2(2)ウの規定により還付を受けようとする販売者は、返還しようとする証紙の額面金額の合計額に対応する販売手数料に相当する額を同時に納付しなければならない。